

平成15年3月に策定された「伊東市市民参画のまちづくり推進計画」は計画期間を概ね10年間としていることから、平成19年度及び平成24年度において、進捗状況を調査し、報告を行うものです。

市民参画推進のための主な取組の状況

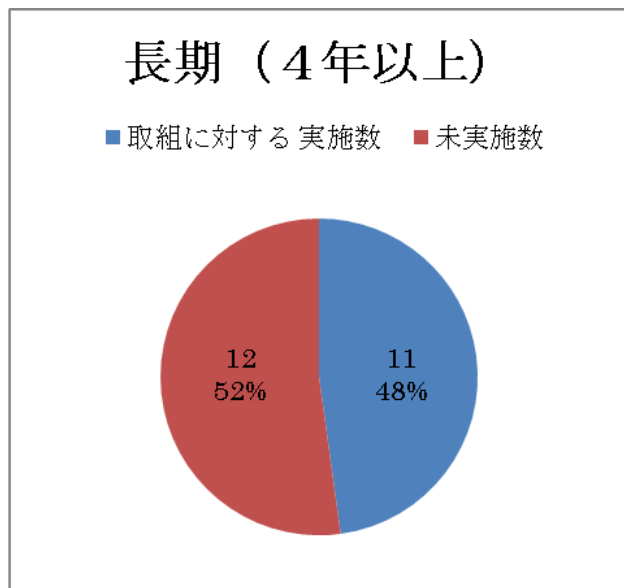
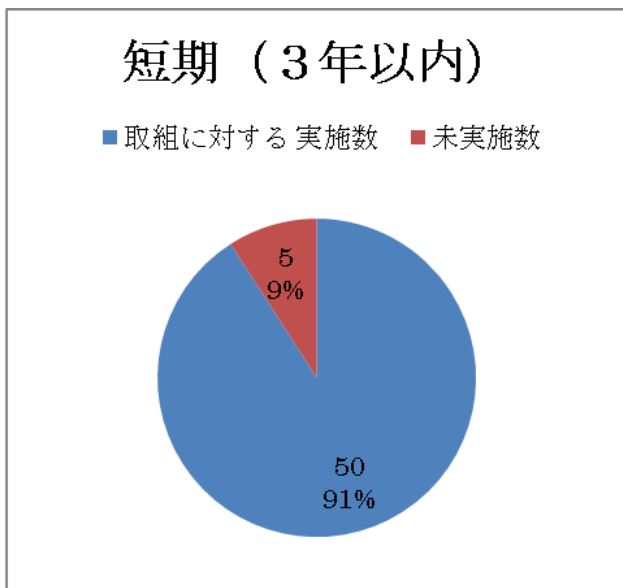
「市民参画のまちづくり推進計画」の進捗状況調査報告

全33課に対し、進捗状況調査を行った。(調査日：平成25年3月31日現在)

「短期の取組」91%、「長期の取組」48%、全体で78%、78件の取組に対し、227件の実施があった。平成19年度末に行った調査(「短期の取組」70%、「長期の取組」24%、全体で60%、78件の取組に対し156件の実施)と比較して「長期の取組」を中心に実施が進んでいる。

【平成24年度調査取組状況】

	取組数	取組に対する実施数	未実施数	実施率	実施件数
短期(3年以内)	55	50	5	91%	217
長期(4年以上)	23	11	12	48%	10
全取組	78	61	17	78%	227



すぐに着手すべき取組(概ね3年以内)、すでに実施している取組を「短期」に、中長期的な観点から取り組むべき課題(4年以上)を「長期」に区分しています。

「市民参画のまちづくり推進計画」では、

伊東市における市民参画の問題・課題として次の6つがあげられていました。

市民意識を高め、まちづくりを担う人材を育成する必要があります。

- ・ 都市化の進展や生活様式の多様化等により、地域への愛情や地域コミュニティとのつながりが希薄となり、市民のまちづくりへの参加は全体的に少なくなる傾向にあります。
地域を支えるのは市民であり、若い世代を含めて、市民意識を高め、今後のまちづくりを担う人材を育てていく必要があります。
- ・ まちづくりに参加したい市民もいますが、どのようにすればよいかわからない、参加のきっかけがないために、参加できていない状況もあるようです。また、仕事や子育てのために、まちづくりへの参加が難しい市民も多いと思われます。
市民・事業者・行政が協力し合って、まちづくりに参加しやすい環境をつくっていく必要があります。

市政・まちづくりの情報を行政と市民・市民間で共有する必要があります。

- ・ まちづくりの情報を提供・交換する手段や機会が不足していることで、市民と市民、市民と行政の間において、各自の活動等が相手に伝わりにくい状況になっています。
市民と行政、市民と市民が連携して、本市のまちづくりを推進していくために、情報を共有できる環境を整える必要があります。
- ・ 伊東市情報公開条例により、市民が必要な情報を得ることができるようになっていますが、市民にとっては、行政用語によるわかりにくさや表現のあいまいさ等の問題もあります。また、情報を得ることのできる場が少なく、必要な情報を探すことは市民にとっては難しいことです。
市民が気軽に情報を入手でき、情報の内容を理解できるようにしていく必要があります。

市民団体の活動に必要な場所・設備、資金の確保を支援する必要があります。

- ・ 市民団体が、会合や交流、イベント等を行うための場所・設備が不足している状況にあります。既存の公共施設は、各種の制限により、市民にとって利用しにくいものになっています。
市民や事業者の協力を得て、市民団体の活動に必要な場所・設備を確保していくことが求められます。
- ・ 市民団体の多くが、まちづくり活動を行うための資金が不足している状況にあります。
市民団体が収益を目的とした活動にも取り組んでいくとともに、市民や事業者による資金面での協力を得ていく必要があります。

政策形成の過程で市民参画を進める必要があります。

- ・ 本市は、これまで、各種行政計画の作成やイベント事業の実施等において市民参画を推進してきました。今後は、施策を立案・実施する段階において市民の意見を生かす機会を一層拡充し、幅広い層の市民参画を得ていくことが求められます。あわせて、行政は、市民の意見をどのように生かしたのかを説明する必要があります。

市民と行政が協働して事業を行うことが求められます。

- ・ 本市は、公共施設の里親制度の実施など、市民団体等への支援に取り組んでいます。
市民のニーズの多様化、市民団体の活動の活発化、行財政の縮小化が進む中で、今後、市民と行政の協働による事業実施や市民団体への事業委託に積極的に取り組んでいくことが求められます。

市民によるまちづくりを支援する体制を整える必要があります。

- ・ 行政内で、市民によるまちづくりや市民活動を支援する担当組織が明確になっておらず、相談等に応じることのできる市職員が多くいません。そのため、市民や市民団体が活動の相談をする場があまりないのが現状です。
- ・ 行政及び市民側において、市民によるまちづくりを支援する体制を整えるとともに、市職員の市民参画についての意識、知識や技術を高めていくことが求められます。

その問題・課題を踏まえ、市民参画のまちづくりを推進していくために、取組の基本的な方向性を定めていました。

市民参画推進の基本的な方向性

まちづくりの意識を高め、市民の主体的な参加を促進します

子どもや若い世代を含めた、市民のまちづくりの意識を高め、まちづくりを担う人材を養成していきます。

保健・福祉、環境保全、美化、観光など様々な分野において、また、各地域において、町内会等の地域団体やテーマを持った市民団体等が中心となって、多くの市民がまちづくりに参加しやすい環境を整え、声を掛け合い、市民の主体的な参加を進めます。

地域団体やテーマ型の市民団体のネットワークを強化し、団体間の交流やまちづくり活動の連携を進めます。

市民活動や市政の情報を積極的に発信し、みんなで共有します

市民活動に関する様々な情報を収集し、各種メディアを活用して発信し、多くの市民や行政が市民活動に係る情報を共有できる仕組みを整えます。

事業等の各段階における情報や委員会・審議会等の内容を積極的に公開していくとともに、情報をわかりやすく提供すること、気軽に情報を得ることができる環境をつくることに努めます。

市民活動への支援を進めます

市民活動を促進するために、市民、事業所、行政が協力し合って、活動場所や必要な設備、力を貸してほしい人材、資金等の確保を支援する仕組みを整えます。

市民活動の立ち上げ方や運営、まちづくりのための制度の活用、NPO法人の設立・運営等について相談を行うことができる体制を整えます。

市政への市民参画を推進します

広聴の手段・対象を拡充し、幅広い市民から市政への意見を収集することに努めます。

施策の立案・実施・評価それぞれの段階における市民参画、各種委員会等における幅広い層の市民参画を推進するとともに、市民提案への対応を説明することを推進します。

市民によるまちづくりの提案、市民と行政の協働事業の実施や市民団体への事業委託などにより、市民と行政の協働による市政運営を推進します。

市民参画によるまちづくりを進める体制を整えます

市民活動に関する相談や支援を行う庁内組織をつくるとともに、専門的知識を有する市職員の育成、市職員の市民活動への参加を推進します。また、市民活動の相談や支援を行う市民団体を育成します。

市民参画によるまちづくりを推進するため、市民参画による市政運営の方針、市民活動の支援方策等を制度化することを進めます。

また、市民参画推進の基本的な方向性に沿って、具体的な取組を以下のように定めました。

【具体的な取組の体系】

方向性	具体的な取組	
1) まちづくりの意識を高め、市民の主体的な参加を促進します	(1) 市民のまちづくりの意識を高めていきます	①まちづくりについての市民意識を調査します ②市民のまちづくりへの関心、参加意識を高めます ③学習の場を設け、まちづくりを担う人材を養成します ④学校等でまちづくりの教育に取り組みます
	(2) 市民のまちづくりへの主体的な参加を促進します	①ボランティア活動を促進します ②魅力ある市民活動の場をつくり、参加の呼びかけを促進します ③町内会などコミュニティ組織による地域活動を活性化します ④事業所の協力により市民が活動しやすい環境をつくります
	(3) 市民相互の交流・連携を促進します	①市民団体のネットワークを強化します ②地域団体とテーマ型市民団体の交流・連携を図ります
2) 市民活動や市政の情報を積極的に発信し、みんなで共有します	(1) 市民活動の情報を収集・発信し、みんなで共有します	①市民活動に関する様々な情報の収集を進めます ②各種メディアを活用し、市民活動に関する様々な情報を発信します ③情報が集まり、情報を得ることができる場、交換できる場をつくります ④行政内で市民活動に係る情報を共有します
	(2) 行政情報の公開・提供に努めます	①情報公開・提供を積極的に推進します ②委員会や審議会等の公開を推進します
3) 市民活動への支援を進めます	(1) 市民活動に必要な場所や設備、人材の確保を支援します	①会議室や機材等を自由に利用できる市民活動の拠点をつくります ②市民や事業所による活動場所や設備の提供を促進します ③市民活動に利用できる場所や設備の情報を整理し、情報提供を行います ④人材を求めている人と提供できる人が結びつく仕組みをつくります
	(2) 市民活動に必要な資金等の確保を支援します	①市民活動の助成制度を整えます ②既存の助成制度の情報をとりまとめ、情報提供を行います ③市民や事業所による市民活動資金への協力を促します ④まちづくりにおける互助と互酬のしくみづくりを検討します
	(3) 市民活動の相談を行います	①活動の進め方や活動資金づくり等の相談を行います ②NPO 法人の設立・運営への相談を行います
4) 市政への市民参画を推進します	(1) 幅広い市民を対象とした広聴の充実に努めます	①幅広い市民を対象とした広聴の充実に努めます
	(2) 施策の立案・実施・評価段階における市民参画を推進します	①施策の立案・実施・評価段階における市民参画を推進します ②各種委員会や審議会における幅広い層の市民参画を進めます ③市民提案への対応を説明することを推進します
	(3) 市民と行政の協働による市政運営を推進します	①市民が自主的に市政を考え、行政に提案する場をつくります ②市民と行政の協働による事業実施や市民団体への事業委託を推進します
5) 市民参画によるまちづくりを進める体制を整えます	(1) 市民活動に関する相談や支援を行う組織をつくります	①市民活動に関する相談や支援を行う庁内組織をつくります ②市民によるまちづくり支援組織を育成します
	(2) まちづくりに対応できる職員を養成します	①まちづくりの知識・技術を有する職員を養成します ②市職員の市民活動への積極的な参加を推進します
	(3) 市民参画によるまちづくりを推進するための制度づくりを進めます	①市民参画によるまちづくりを推進するための制度づくりを進めます

具体的な取組は次のとおり定め、進めてまいりました。

1) まちづくりの意識を高め、市民の主体的な参加を促進します。

(1) 市民のまちづくりの意識を高めていきます

①まちづくりについての市民意識を調査します

若い世代を含めた市民を対象に、アンケートやヒアリング等により、まちづくりへの参画の意識や参加したい活動等についての調査を実施します。

②市民のまちづくりへの関心、参加意識を高めます

広く市民に向けて、市広報や市ホームページ等により、市民参画や市民活動に係る様々な情報を発信します。

市民団体と行政が連携して、まちづくりに係るイベントやシンポジウム等を開催します。

③学習の場を設け、まちづくりを担う人材を養成します

生涯学習の実践の中で、様々な分野におけるまちづくりについて、市民が学習する機会を充実します。

また、市民活動をサポートする人材の養成を図ります。

④学校等でまちづくりの教育に取り組みます

子どもや若者のまちづくりの意識を高めるため、小学校、中学校、高校の総合的な学習の時間等において、市民の協力を得ながら、まちづくりをテーマにした学習を推進します。

児童、生徒が授業や放課後において、福祉や自然保護など、実際にボランティア活動を体験できる場づくりを促進するとともに、幼稚園や保育園において、親子でまちづくりを楽しむことのできる場づくりに努めます。

(2) 市民のまちづくりへの主体的な参加を促進します

①ボランティア活動を促進します

保健・福祉、環境保全、美化、観光など様々な分野において、市民のボランティア活動を促進します。

ボランティア活動の輪を広げるために、ボランティアの有償化、活動の分だけ福祉サービス等を受けることができるポイント制度の導入、保険制度の導入等を検討します。

②魅力ある市民活動の場をつくり、参加の呼びかけを促進します

多くの市民が市民活動に参加したいと思えるように、魅力ある活動テーマの設定や活動内容における工夫に配慮します。

活動にあたって、市民同士で参加を呼びかけ合い、学校や各種サークル等に参加を呼びかけるとともに、若い世代が集まって、楽しんでまちづくりに取り組むことができる場づくりを促進します。

③町内会などコミュニティ組織による地域活動を活性化します

地域住民に活動参加への呼びかけを促進するとともに、町内会や地域団体の組織体制の見直し、世代間の連携の強化等を図ります。

地域におけるまちづくりのリーダーを育成するために、役員等を対象とした学習会などを開催します。

④事業所の協力により市民が活動しやすい環境をつくります

事業所に対し、従業員が市民活動に参加しやすい環境づくりへの協力を求めています。

事業所によるまちづくり活動の実施や市民活動への参加を促進します。

(3) 市民相互の交流・連携を促進します

①市民団体のネットワークを強化します

各団体の活動の活性化を図るとともに、各団体が連携したまちづくりを展開するため、市民団体のネットワークを強化します。

②地域団体とテーマ型市民団体の交流・連携を図ります

地域におけるテーマ型市民団体の活動の円滑化、地域団体による活動の活性化等のために、地域団体とテーマ型市民団体の交流や連携が進む場・体制づくりを進めます。

2) 市民活動や市政の情報を積極的に発信し、みんなで共有します。

(1) 市民活動の情報を収集・発信し、みんなで共有します

①市民活動に関する様々な情報の収集を進めます

市民団体の様々な活動やイベントなどの情報を収集し、わかりやすく整理します。

②各種メディアを活用し、市民活動に関する様々な情報を発信します

収集した市民活動に関する様々な情報を、市広報、市ホームページ、コミュニティFM、CATV、新聞など各種メディアを活用して発信していきます。

③情報が集まり、情報を得ることができる場、交換できる場をつくります

市民が気軽に立寄って、まちづくりの情報を得ることができる場、個々の情報を発信できる場、市民の間で「知りたいこと」と「知らせたいこと」の情報交換等ができる場を確保します。

④行政内で市民活動に係る情報を共有します

行政内において、市民活動に係る情報を各課・職員が交換し共有する体制づくりを推進します。

(2) 行政情報の公開・提供に努めます

①情報公開・提供を積極的に推進します

公開対象となる情報の拡大、情報のわかりやすい表現に努めます。

事業等の企画・立案、実施、評価の各段階において、その内容をわかりやすく、具体的に公開・提供していくとともに、市民が行政情報を気軽に得ることができるように、情報コーナーや市ホームページの一層の充実を図ります。

②委員会や審議会等の公開を推進します

各種委員会や審議会等の公開を進めます。また、各種審議会等の内容を多くの市民が知ることができるよう、会議記録の公開を進めます。

3) 市民活動への支援を進めます

(1) 市民活動に必要な場所や設備、人材の確保を支援します

①会議室や機材等を自由に利用できる市民活動の拠点をつくります

市民や市民団体が、会議や交流のための部屋、コピー機やパソコン等の機材等を自由に利用することができる場所の確保を図ります。

市民活動の場としてコミュニティセンター等の公共施設が利用しやすくなるように、利用規則や利用料金、利用時間等の見直しを推進します。

市民活動を紹介する機関紙やホームページ等を作成し情報を発信できるよう、作成の技術面などに関してサポートできる人材の確保に努めます。

②市民や事業所による活動場所や設備の提供を促進します

事業所の会議室や設備、空き店舗等を市民団体に貸し出すことを促進します。

③市民活動に利用できる場所や設備の情報を整理し、情報提供を行います

市民活動に利用できる公共施設及び民間の施設、公共の設備及び民間の設備について情報を収集し、その提供を推進します。

活動に必要な場所やものを求めている市民・市民団体と、貸し出すことができる市民を結びつける仕組みづくりを推進します。

④人材を求めている人と提供できる人が結びつく仕組みをつくります

まちづくりに係る知恵や技術を持った市民を、それを求めている市民・市民団体に紹介・あっ旋する仕組みづくりを推進します。

(2) 市民活動に必要な資金等の確保を支援します

①市民活動の助成制度を整えます

市民活動を資金面から支援するため、まちづくりに係る活動費や必要資材・器具を支給する制度づくり、既存の補助金制度の見直し・整理・交付基準の明確化を図ります。

助成にあたっては、各市民団体の活動内容の審査、成果の評価を行い、助成の内容や活動結果の公表に努めます。

②既存の助成制度の情報を取りまとめ、情報提供を行います

市や県、国、各種の公益法人等の既存の助成制度に係る情報を取りまとめ、行政の担当組織や市民活動センター等で情報の提供を推進します。

③市民や事業所による市民活動資金への協力を促進します

市民活動への協賛金による協力を今後も促進するとともに、様々な市民活動を資金面から支援する募金の実施や基金の設立等を検討し、市民や事業所の協力を求めています。

④まちづくりにおける互助と互酬のしくみづくりを検討します

市民や市民団体がまちづくりにおいてできることを登録し、他の市民等の活動に協力した市民等にポイントを支払い、そのポイントを用いて、他の市民等に協力を求めることができる、互助と互酬のしくみづくりを検討します。

(3) 市民活動の相談を行います

①活動の進め方や活動資金づくり等の相談を行います

行政の担当組織や市民活動センター等により、活動の立ち上げ方や進め方、まちづくりのための制度の活用、活動資金づくり等の相談を行います。

②NPO法人の設立・運営への相談を行います

NPO法人の設立や運営に係る相談を行います。

4) 市政への市民参画を推進します

(1) 幅広い市民を対象とした広聴の充実に努めます

①幅広い市民を対象とした広聴の充実に努めます

常に、幅広い市民から市政に関する意見を収集するため、意見箱や市民の声専用ファクシミリ、電子メールなど、市民の意見や提案を募集する広聴の手段・対象の拡充に努めます。

(2) 施策の立案・実施・評価段階における市民参画を推進します

①施策の立案・実施・評価段階における市民参画を推進します

施策の立案時点において、市民による検討を行うための会議の開催等を推進します。性別、年齢、地域、職業などに配慮し、様々な立場の市民が参加できるように努めるとともに、会議に参加しやすいように、開催の日時や場所、会議の進め方、託児等に配慮します。これに対応して、市職員の勤務時間の弾力化を図ります。

市窓口や市ホームページ等により、重要な施策について、その必要性、内容案、費用、効果等を公開し、広く市民の意見を募集することを推進します。

各種市民サービスの実施、市主催イベントの開催、公園など生活施設の整備等の事業について、実施・運営の場面での市民の参画を推進します。

庁内における行政評価の内容の公開を図るとともに、市民による評価の実施を検討します。

②各種委員会や審議会における幅広い層の市民参画を進めます

各種委員会や審議会等において、性別、年齢、職業、役職など幅広い層からの市民参画を推進します。

③市民提案への対応を説明することを推進します

市民からのまちづくりの提案について、取り扱いの結果を説明することを推進します。あわせて、提案内容と行政の対応を広く市民に公開していきます。

(3) 市民と行政の協働による市政運営を推進します

①市民が自主的に市政を考え、行政に提案する場をつくります

市民が主体となって、市民の意見を収集し、まちづくりの課題について話し合い、行政に提案する体制を整えます。

②市民と行政の協働による事業実施や市民団体への事業委託を推進します

市民・市民団体と行政の協働による事業の実施、市民サービス提供等の市民団体への委託を推進します。

5) 市民参画によるまちづくりを進める体制を整えます

(1) 市民活動に関する相談や支援を行う組織をつくります

①市民活動に関する相談や支援を行う市内組織をつくります

市民活動に関する総合相談・支援、各課における市民参画や市民との協働事業の指導、市民活動や支援制度等についての情報の蓄積等を行う担当組織の設置を推進します。

②市民によるまちづくり支援組織を育成します

市民活動の相談や支援を行う市民団体を設立・育成します。

(2) まちづくりに対応できる職員を養成します

①まちづくりの知識・技術を有する職員を養成します

市職員の市民参画についての理解を深め、意識を高めるとともに、専門的知識・技術を有する職員の育成を図るため、市民活動や市民参画に係る研修等を実施します。

②市職員の市民活動への積極的な参加を推進します

市民団体や地域団体の活動への市職員の自発的な参加を促進します。

(3) 市民参画によるまちづくりを推進するための制度づくりを進めます

①市民参画によるまちづくりを推進するための制度づくりを進めます

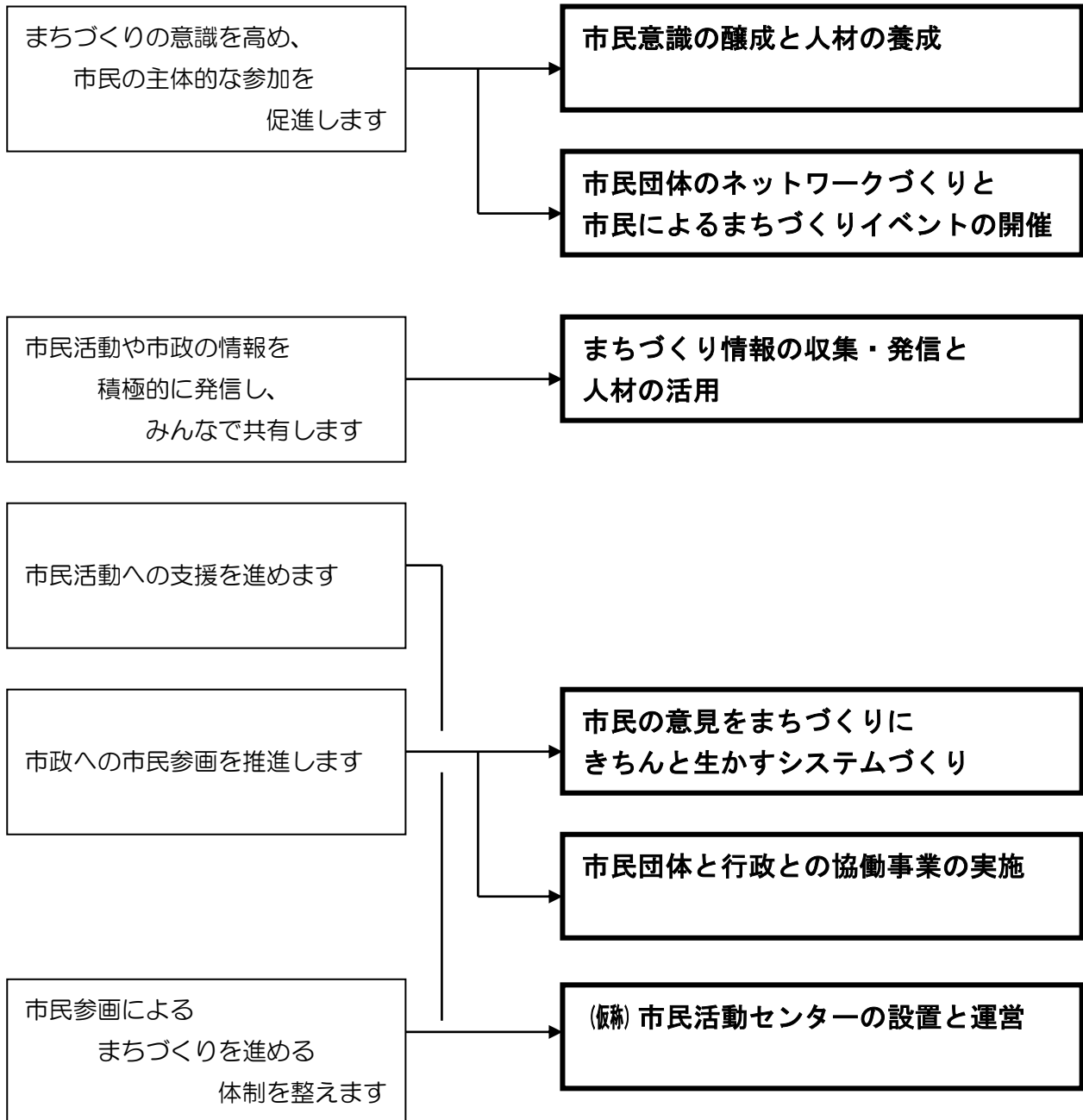
まちづくりの基本的な考え方、市民参画による市政運営の基本方針、市民活動の支援方策等を明確にする制度の制定を検討します。

「具体的な取組」の中から、市民参画のまちづくりを重点的・先導的に進めていくための事業として、リーディングプロジェクトを設定していました。

【リーディングプロジェクトの一覧】

〈市民参画推進の取組の基本的な方向性〉

〈リーディングプロジェクト〉



それぞれのリーディングプロジェクトに対する取組状況は以下のとおりです。
(調査日：平成25年3月31日)

◆プロジェクト①

市民意識の醸成と人材の養成

◇具体的な内容

- 市民の意識の醸成に役立つ情報の提供
 - ・ 「広報いとう」「伊東市ホームページ」や各市民団体の機関紙等で、まちづくりの先進的な取り組みや本市の市民団体等の取り組みを情報発信していきます。
- まちづくりの担い手を育てる各種講座の開講
 - ・ 広く市民を対象とした、まちづくりの講演会やシンポジウムを開催します。
 - ・ 町内会役員等を対象とした地域リーダー養成講座や、子どもを対象とした高齢者によるまち・ふるさと再発見の講座等を開講します。
 - ・ 市民活動をサポートする専門家の養成講座や、ボランティアコーディネーターの養成講座等を開講します。
- まちづくりに気軽に参加できる場の提供
 - ・ 美化運動等、市民が気軽にこぞって参加できるまちづくりの場の提供を推進します。
 - ・ 小中高校生が様々なまちづくり活動を体験できる場の提供を推進します。
- 市職員の市民参画に係る研修等の実施
 - ・ 専門家や市民団体等を招いて、市民参画に係る研修を実施します。
 - ・ 市民団体や地域団体の活動への市職員の参加を促進します。

◆プロジェクト②

市民団体のネットワークづくりと市民によるまちづくりイベントの開催

◇具体的な内容

- 市民団体のネットワークづくりの推進
 - ・ 同じテーマに関心のある市民団体が集まって、意見交換をする場をつくります。
 - ・ 市民団体のネットワーク会議を開催して、情報交換や活動のアドバイスなどを相互に行います。
 - ・ 市民団体で市民活動を支援する組織をつくり、市民活動への支援を進めます。
- 市民団体同士の協働による活動の推進
 - ・ 市民、市民団体同士が、企画から評価段階までを協働して、まちづくり活動の実践やイベント・交流会等の開催を行うことを推進します。

プロジェクト①及び②に対する主な取組とその状況等

1)まちづくりの意識を高めていきます					
(1)市民のまちづくりの意識を高めていきます					
①まちづくりについての市民意識を調査します					
主な取組	所管	区分	実施数	実施	詳細
アンケートの実施	行政経営課	短期	5	行政経営課	○ 平成22年2月に「第四次伊東市総合計画」策定のため、市民2,200人を対象とした意向調査を実施した。
				競輪事業課	○ 毎年競輪場来場者を対象にアンケートを実施。
				高齢者福祉課	○ 高齢者福祉計画(介護保険事業計画)策定のため、平成25年度中に市民2,000人を対象とした意向調査を実施。(前回は平成22年に実施)
				社会福祉課	○ 平成17年8月に「地域福祉計画」策定のため、福祉関係団体、市職員等360人に対して、市民福祉意識調査を実施した。

				水道課	○	平成19年12月に水道ビジョン策定のために、地域水道ビジョンアンケートを実施した。平成22年2月に第四次伊東市総合計画策定のために、水道に関するアンケートを実施した。
②市民のまちづくりへの関心、参加意識を高めます						
主な取組	所管	区分	実施数	実施		詳細
「広報いとう」「伊東市のホームページ」に市民活動欄の新設	市長公室課	短期	1	市長公室課	○	「広報いとう」のワクワク伝言板やくらしの情報板にて、市民活動に係る情報は随時発信している。
市民参画のまちづくりパンフレットの作成	市長公室課	短期	1	市長公室課	○	市民活動invitationブック(市民活動へのお誘い)平成17年3月作成。市民活動イベントブック(市民活動団体が主催するイベントを紹介)平成17年3月作成。市民活動支援センター「pal」にて、随時、パンフレットを作成している。
市民団体の連携によるまちづくりイベントの開催	市民	短期	1	市民	○	伊東買援隊、プランボなど市民によるまちづくりイベントが開催された。
町内会に加入していない世帯への情報発信	全庁(33課)農業委員会、選挙管理委員会はカウントしない	短期	25	生涯学習課	○	市のホームページでの学習指導者の公開、まなびのとびらの発行、配布より広く市民に情報発信を行っている。
				課税課	○	広報いとうだけでなく、市ホームページにて情報を発信している。
				観光課	○	メディアやホームページのリニューアルによる活用。
				下水道課	○	広報いとうだけでなく市ホームページ、チラシの配布、「下水道の日」の開催、並びに平成20,21年度に排水設備設置促進員の臨戸訪問による情報提供を行った。
				高齢者福祉課	○	介護予防、認知症、講演会など伊豆新聞を通じて情報発信を行っている。介護保険サービス利用者には、介護事業者を通じた情報提供を行っている。
				市民課	○	転入者に伊東市に関する情報誌を配布。
				収納課	○	市ホームページ、CVA等により実施。
				消防総務課	○	市ホームページを活用し情報を発信している。
				保険年金課	○	広報いとうだけでなく、市ホームページ等を利用して情報を発信している。
				予防課	○	広報いとうだけでなく、地元新聞、CVA、市ホームページ等のメディア利用、公共施設及び商業施設にポスターを掲示し情報を発信している。
				議会事務局	○	市議会だよりだけでなく、地元新聞、ローカルテレビ、市ホームページ等、各メディアを活用して情報を発信している。
				危機対策課	○	メールマガジンによる情報発信、ホームページへの掲載、公共施設等への掲示依頼、街頭における啓発活動
				教育総務課	○	広報いとう、市ホームページ、地元新聞等メディア、各学校への通知等で情報を発信している。
				競輪事業課	○	伊東競輪ホームページをリニューアルし、以前より詳しい情報を発信している。
				健康医療課	○	広報いとうだけでなく、地元新聞等メディア及び保健委員を活用して情報を発信している。
				建設課	○	広報いとうだけでなく、地元新聞、市ホームページ等活用して情報を発信している。メールマガジンに登録してもらい、交通状況、気象状況等の情報を発信している。
				建築住宅課	○	市ホームページにより情報を発信している。
				産業課	○	ホームページの逐次更新により、最新情報を提供している。
				市長公室課	○	「広報いとう」を公共施設、スーパー、ショッピングセンター等に配置している。また、市ホームページ、メディア(CVA・IKC・FM)利用により実施。
				社会福祉課	○	「広報いとう」だけでなく、地元新聞等メディア及び民生委員等を活用して、情報を発信している。
情報政策課	○	市ホームページに自動翻訳機能を追加し、市内在住の外国人への情報発信を可能にした。				
庶務課	○	平成20年12月18日開催の委員会において、伊東市選挙公報に関する条例施行規定を定めた。平成21年5月24日執行の伊東市長選挙及び伊東市議会議員補欠選挙において選挙公報を発行した。				
水道課	○	「水道のしおり」を給水世帯に配布し、水道に関する手続き方法や料金体系について、周知活動を実施した。				
幼児教育課	○	広報いとうだけでなく、伊東市ホームページ、地元新聞、CVAを活用し情報を発信している。				
企画指令課	○	火災についての広報、メルマガ、CATVのテロップの実施				
③学習の場を設け、まちづくりを担う人材を養成します						
主な取組	所管	区分	実施数	実施		詳細
まちづくり講座の設置	生涯学習課	短期	0	生涯学習課	×	体系的なまちづくり講座は実施していないが、市民大学では震災復興の講座、いでゆ大学では伊東探索、ふるさと教室では文化財ウォーク等を実施し、まちづくりの事を考える機会を作っている。

市職員による「出前講座」の実施	生涯学習課	短期	1	生涯学習課	○	NPOまちこん伊東、ロータリークラブ、江戸城石丁場議員連盟の勉強会等に職員が出向き講座を行った。
④学校等でまちづくりの教育に取り組みます						
主な取組	所管	区分	実施数	実施	詳細	
「まちづくり」をテーマとした総合的学習の時間の実施	教育指導課	短期	1	教育指導課	○	① 障害のある人や高齢者の立場から伊東市を見直し、「だれにでも優しいまちづくり」について考え、自分にもできることを実践する。 ② 観光客の視点で観光施設や市の行事を見直し、さらに集客するための方策を考え、実践やプレゼンを行う。 ③ 地域の自然に触れ、その素晴らしさを体験を通して再確認することで、自然環境を守り育てようとする意識を高め、具体的な実践に繋げる。
高齢者による「わがまち・ふるさと学習」の実施	生涯学習課	短期	1	生涯学習課	○	ふるさと教室において、お飾りづくりや七草がゆの講座を実施している。
市職員による市政に関する学習会の実施	教育指導課	短期	1	教育指導課	○	総合的な学習の時間の中で市役所訪問を行い、施設見学だけではなく市役所の仕事についての学習、職業体験を実施した。
ちびっこ議会の開催	生涯学習課	長期	1	生涯学習課	○	市制 60 周年の記念行事として平成19年8月にCVA主催でこども議会を開催。教育委員会が後援した。現在のところ次回の開催予定はない。
少年少女消防団の結成	消防総務課	長期	0	消防総務課	×	組織の母体作り等に課題があるため、今後計画の見直しが必要
(2)市民のまちづくりへの主体的な参加を促進します						
①ボランティア活動を促進します						
主な取組	所管	区分	実施数	実施	詳細	
「ボランティア講座」の設置	市長公室課	短期	2	高齢者福祉課 市長公室課	○	地域ごとに健康体操クラブ(介護予防事業)を実施できるように健康体操教室リーダー(ボランティア)の育成を行う。 社会福祉課では、手話や音訳講座を開催している。 社会福祉協議会では、傾聴ボランティア講座を開催している。
ボランティアコーディネーターの導入	市長公室課	長期	1	市長公室課	○	社会福祉協議会に、ボランティアコーディネーターが配置されている。
ボランティアポイント制度の導入	市長公室課	長期	0	市長公室課	×	ボランティア活動を数値化することに対して異議があり、ボランティア活動をポイント化する場合の評価基準、またポイントをどのように活用するのか。検討する必要がある。
ボランティア保険制度の導入	市長公室課	短期	1	市長公室課	○	社会福祉協議会でボランティア保険に加入出来る。
ボランティアの日の設定	市長公室課	長期	0	市長公室課	×	1月17日が防災とボランティアの日として1995(平成7)年12月の閣議で制定されました。本市独自の設定予定なし。
②魅力ある市民活動の場をつくり、参加の呼びかけを促進します						
主な取組	所管	区分	実施数	実施	詳細	
参加の呼びかけ運動の実施	全庁(33課)農業委員会、選挙管理委員会はカウントしない	短期	8	観光課 危機対策課 健康医療課 建設課 市長公室課 都市計画課 幼児教育課 生涯学習課 教育総務課	○	案内人養成講座を開催し、受講後の活動として観光ガイドへの参加を促している。イベントボランティアの部、宣伝ボランティアの部といった伊東観光サポーターを募集している。 ○ 自主防災会を中心とした防災訓練等への参加(地域の実情にあった訓練内容で実施することで、訓練参加への意識の向上を目指した。また、訓練説明会を実施した。) ○ 保育まつり、母親クラブや児童館の行事等について、広報や学校などを通じ情報を発信し参加を呼びかけた。市立伊東市民病院の清掃活動に、地元新聞や、ポスター等でボランティアの参加を呼びかけた。 ○ アダプトシステムや道路・河川愛護推進事業については、広報、HP や地域応急処理の際に呼びかけている。 ○ 「広報いとう」や市民活動支援センター「pal」により、随時情報提供を行っている。 ○ まちづくり団体が主催する伊東大川(松川)下流域の清掃活動について、市内各団体へ参加を呼びかけた。 ○ 「あかちゃんひろば」や各種講座等について、各種機関を通じ情報を発信し、参加を呼びかけている。 ○ あいさつ運動を積極的に実施しており、平成22年度からは、市内一斉であいさつ市民一斉活動を行っており、直近の7月2日では、約3,100人の参加があった。 ×
③町内会などコミュニティ組織による地域活動を活性化します						
主な取組	所管	区分	実施数	実施	詳細	
町内会・自治会活動への支援	市長公室課	短期	2	市長公室課 社会福祉課	○	自治会等が夢まちづくり事業を活用し、地域の親睦や組織の強化に結びつく事業を実施している ○ 平成19年5月、伊東市地域福祉計画を推進するモデル地区として、宇佐美区が推進会議を設置した。

④事業所の協力により、市民が活動しやすい環境をつくります						
(3)市民相互の交流・連携を促進します						
①市民団体のネットワークを強化します						
主な取組	所管	区分	実施数	実施	詳細	
市民団体連絡協議会の設立	市民	短期	0	市民	×	総合的な協議会の設置はなし
市民活動センターの設置	市長公室課	短期	1	市長公室課	○	平成16年11月25日、市役所別館3階にいとう市民活動支援センター「pal」を開設。まちづくりセンター伊東に委託
②地域団体とテーマ型市民団体の交流・連携を図ります						
主な取組	所管	区分	実施数	実施	詳細	
市民活動センターの設置	市長公室課	短期	1	市長公室課	○	平成16年11月25日、市役所別館3階にいとう市民活動支援センター「pal」を開設。平成25年3月31日現在43団体が登録。

主な取組数 22 主な取組に対する実施数 17（一部実施含む） 実施率 77.3%

◆プロジェクト③

まちづくり情報の収集・発信と人材の活用

◇具体的な内容

○まちづくり情報の収集

- ・ 市民特派員等により、市民活動に関する情報を収集します。
- ・ 市民活動に必要な場所、設備等の情報を収集します。
- ・ まちづくりの先進事例や制度等の情報を収集します。

○まちづくり情報の発信

- ・ 収集した情報を、インターネット、広報、専門広報誌、掲示板等により発信します。
- ・ まちづくりの情報を整理して、データベース化し、情報を共有できるようにします。

○まちづくりの人材の活用

- ・ 市民や市民団体から「こんなことができます」等の情報を集め、人材の情報バンクとして整理します。
- ・ 市民や市民団体から「こんな人の手が借りたい」等のリクエストを受け付け、窓口やホームページにより、人材の紹介やあっ旋を行います。
- ・ あわせて、ボランティアポイント制の導入を検討します。

プロジェクト③に対する主な取組とその状況等

2)市民活動や市政の情報を積極的に発信し、みんなで共有します					
(1)市民活動の情報を収集・発信し、みんなで共有します					
①市民活動に関する様々な情報の収集を進めます					
主な取組	所管	区分	実施数	実施	詳細
市民団体のデータベースの作成	市長公室課	短期	1	市長公室課	○ 市民活動支援センター「pal」にて、新聞クリッピングや各団体の市民活動データベース構築事業を進めている。
②各種メディアを活用し、市民活動に関する様々な情報を発信します					
主な取組	所管	区分	実施数	実施	詳細
CATVによる市民活動の紹介	市長公室課	短期	1	市長公室課	○ 収集した市民活動に関する様々な情報を随時、CVAでお知らせをしている。
市民活動便りの発行	市民	長期	1	市民	○ NPOなど各団体が独自に発行している。
広報いとう子ども版の発行	市長公室課	長期	0	市長公室課	× 現行予算、人員配置等では実施困難であるが、現行の広報に、子どものページを可能な限り設けている。
③情報が集まり、情報を得ることができる場、交換できる場をつくります					
主な取組	所管	区分	実施数	実施	詳細
市民活動センターの設置	市長公室課	短期	1	市長公室課	○ 平成16年11月25日、市役所別館3階にいとう市民活動支援センター「pal」を開設。平成25年3月31日現在43団体が登録。
④行政内で市民活動に係る情報を共有します					
主な取組	所管	区分	実施数	実施	詳細
市民活動促進に係る担当組織の設置	市長公室課	短期	1	市長公室課	○ 現在、市民活動促進の窓口は市長公室課地域政策担当が担当している。市民活動支援センターと連携し、進めている。
市民活動情報交換会の開催	市長公室課	短期	1	市長公室課	○ 市民活動支援センター「pal」にて随時利用者会議を開催し、団体間での情報交換を支援している。
(2)行政情報の公開・提供に努めます					
①情報公開・提供を積極的に推進します					
主な取組	所管	区分	実施数	実施	詳細
公開行政文書のわかりやすい表現化	全庁(33課)農業委員会、選挙管理委員会はカウントしない	短期	21	生涯学習課	○ 広く市民に配布する通知等は平易な文章とし、また強調部分は太字にするなど分かり易い文章の作成に心がけている。
				監査委員会事務局	○ 市ホームページ等に掲載・公表しているものについて、誰にでも理解しやすい表現、わかりやすい文章の作成をした。
				議会事務局	○ 市議会だよりにおいて、専門用語や日常生活ではなじみのない表現に説明文を付した。
				教育総務課	○ 伊東市の教育を毎年度発行し、教育委員会の業務内容及び市内の教育状況について、図や写真を取り入れたわかりやすい表現を心がけている。
				下水道課	○ 市ホームページ、配布用啓発チラシなどに図や表、フローチャートなどを利用してわかりやすく、見やすい表現に努めた。

				健康医療課	○	できる限り、専門用語、外来語の使用を避けてわかりやすい文書を作成している。市立伊東市民病院内に掲示している広報いとうや、病院アドバイザーだより「ほすびたる」に用いる表現方法を、図やレイアウトに注意して作成、掲示している。
				建設課	○	通知、広報等について、わかりやすく平易な文書を使用している。
				建築住宅課	○	案内書や通知文書について、わかりやすい表現とするよう配慮して作成した。
				高齢者福祉課	○	介護保険各種通知やその他市民向け文書について、わかりやすい表現化に努めた。
				財政課	○	伊東市の財政を毎年度発行し、財政状況について情報提供を行っている。
				産業課	○	12ポイント以上の文字サイズで作成し、行政固有の難解な文言、言い回しを、わかりやすい表現に努めている。
				市長公室課	○	市政モニターの見解について、分かりやすい表現にするよう心がけている。平成19年度からホームページに掲載。
				市民課	○	住民票及び戸籍証明等交付申請書と印鑑証明交付申請書、所得課税証明及び納税証明交付申請書と固定資産評価証明及び公課証明交付申請書を一つにまとめた。
				収納課	○	納税に対する理解や、意識を高める表現にするよう工夫をしている。
				情報政策課	○	第六次伊東市行政情報化計画作成の際には、できる限り専門用語の使用を避け、分かりやすい言葉で表現するよう努めた。
				消防総務課	○	専門用語を使わずにわかりやすい表現に心がけている。
				庶務課	○	伊東市公文例式及び文体用語等に関する規程に基づき、行政文書を作成している。
				水道課	○	水道事業のあらましを毎年刊行し、水道事業の現況について、情報提供を実施している。検針票や納付書等の文章表現について、字体やレイアウトなど、読みやすいように工夫している。
				保険年金課	○	公文書に関する規程に基づき、わかりやすい行政文書の作成をしている。
				幼児教育課	○	通知や広報等について、わかりやすく平易な言葉づかいに心がけた。
				予防課	○	査察対象物の関係者への通知書については、統一したわかりやすい表現に努めている。
				危機対策課	×	具体的な指針がなく対応は難しいが、わかりやすい表現ができるよう研究をしている。
病院や金融機関等での市広報等の閲覧	市長公室課	短期	2	健康医療課	○	市民病院内に掲示板を設置し、広報いとうを掲示している。
				市長公室課	○	市民病院、図書館、中央会館、ふれあいセンター、各出張所のほか、市内スーパーに、広報紙を配置している。
出張所や公共施設等における情報コーナーの設置	庶務課	長期	0	庶務課	×	情報コーナーにおいて公開する情報は、市政の概要としての情報が主であるため、広報いとうや市のホームページで閲覧が可能であること及び、本庁1階ロビーに市政情報コーナーを設けていることから該当計画を廃止したい。
情報提供用のパソコンの設置	情報政策課	長期	0	情報政策課	×	市民に対し、パソコンの操作方法を親しんでもらうため、市民ロビーにパソコンを設置したが、市の情報発信源としての利用ではなかった。
CATVによる各課の取り組みの紹介	市長公室課	短期	1	市長公室課	○	担当課の意向により随時実施。
情報公開条例、個人情報保護条例の適切な運用	全庁(33課) 農業委員会、選挙管理委員会はカウントしない	短期	19	課税課	○	市ホームページ、広報等により税及び税の制度改正についてわかりやすく市民に知らせるなど、情報公開に努めるとともに、「伊東市税証明等の交付及び閲覧における本人確認に関する事務取扱要綱」を定めるなど個人情報の保護に十分配慮して、情報公開制度を運用している。
				観光課	○	携わっていただいたボランティアスタッフなどの名簿の取扱いについては、適切に運用するとともに、今後の参加への情報提供にも活用している。
				教育指導課	○	個人情報の取扱いには、十分注意を払っている。市校長会において、不祥事根絶の一環として個人情報の取扱いの啓発及び指導を行った。
				議会事務局	○	情報公開請求には「伊東市情報公開条例」に則り、適切に対応するとともに市ホームページ等により、できる限り詳細な情報提供に努めている。
				危機対策課	○	自主防災会名簿や助成金交付申請等で入手した個人情報は、目的以外の使用をしないよう注意を払っている。
				教育総務課	○	個人情報の取扱いには、十分注意を払っている。
				下水道課	○	各事案について、庶務課文書情報係と連携し、適切に運用している。
				健康医療課	○	公開請求等について適切な対応をするとともに、文書の適切な管理・作成を心がけた。市立伊東市民病院の診療費未収金整理に際して、伊東市個人情報保護審査会の審査を受け、伊東市個人情報保護条例に基づいてオンライン端末を使用し、業務を行っている。

				建設課	○	必要な情報を確認し、個人名や印影を黒塗りして交付した。
				建築住宅課	○	位置指定道路図面の写しの情報公開請求による交付申請等に対し、個人情報部分を黒塗りして交付し、情報公開・個人情報保護の適切な運用に努めている。
				産業課	○	情報公開請求について、庶務課と協議の上、適切かつ迅速な運用に努めている。
				市長公室課	○	行政協力委員の名前・連絡先について、要望者の用途や本人の意向を確認するなど、十分配慮し適切な運用に努めている。
				社会福祉課	○	災害時要援護者避難支援計画(個別計画)の有効的活用について、個人情報保護審査会の審査を経て、適切な運用に努めている。
				消防署	○	個人情報の取扱いには十分注意し、必要ない情報を公開しないよう適切な運用に努めている。
				情報政策課	○	個人情報の適正な管理のため、市情報資産の機密性、安全性及び可用性を維持した。
				庶務課	○	前年度の情報公開や自己情報開示等の実施状況について、広報いとうや市ホームページ上で公表している。
				水道課	○	伊東市水道事業管理者の所管に係る伊東市情報公開条例施行規程及び伊東市水道事業管理者の所管に係る伊東市個人情報保護条例施行規程を制定し、適切な情報公開・個人情報保護に努めている。
				保険年金課	○	事案が生じた場合は、庶務課文書法制係と協議の上、個人情報保護条例の適切な運用に努めている。
				幼児教育課	○	公開請求等について適切な対応をするとともに、文書の適切な管理・作成に心がけた。

②委員会や審議会等の公開を推進します

主な取組	所管	区分	実施数	実施	詳細	
各種の審議会等の原則公開	全庁(33課)農業委員会、選挙管理委員会はカウントしない	短期	13	危機対策課	○	各種の審議会等開催時は、報道機関を呼んでおり、市民へ情報発信している。
				教育総務課	○	教育委員会定例会を公開している。
				行政経営課	○	伊東市総合計画審議会を公開にて開催した。(H22.8～H22.11)
				下水道課	○	審議会等の会議記録は、市ホームページにて公開している。
				健康医療課	○	「乳幼児保育のあり方検討懇話会」について、申請者に対して傍聴を許可している。
				産業課	○	農業委員会定例会を公開している。
				市長公室課	○	市政モニター会議は、報道に対し公開している。
				生涯学習課	○	所管の審議会等は全て公開している。
				庶務課	○	条例等で定められているものについては非公開としているが、それ以外については原則公開としている。
				保険年金課	○	国民健康保険運営協議会は、答申を報道機関に対して公開している。
				環境課	○	伊東市一般廃棄物処理計画審議会について、原則公開とした。(平成22年度実施)
				高齢者福祉課	○	介護保険運営協議会において、公開や傍聴希望があった場合は原則対応する。
				都市計画課	○	都市計画審議会は原則として公開している。
				水道課	×	水道モニター開催が不定期であること及び会議だけでなく作業的なものも含まれているため。 伊東市水道水源保護審議会は未開催
審議会等の議事の公開	全庁(33課)農業委員会、選挙管理委員会はカウントしない	短期	12	危機対策課	○	生活安全推進協議会で決定した事項は、広く市民に周知することで、安全意識の高揚が図れるため、常に公開している。
				教育総務課	○	教育委員会定例会の会議録を市ホームページに掲載し、公開している。
				行政経営課	○	伊東市総合計画審議会の会議録をHPに公開した。(H22.8～H22.11)
				下水道課	○	審議会等の会議記録は、市ホームページにて公開している。
				健康医療課	○	情報公開・個人情報保護条例に基づき、議事を公開している。市立伊東市民病院アドバイザー会議の議題、討議等を取りまとめ、市民への情報提供のための病院アドバイザーだより「ほすびたる」を発行し、市役所及び市立伊東市民病院で配布している。
				高齢者福祉課	○	市ホームページにおいて介護保険運営協議会の議事録を公開している。
				産業課	○	農業委員会定例会の会議録について、規則に基づき公開している。

			市長公室課	○	市政モニターからのご意見は、個人等が特定できないように加工し、又は公開することが妥当でない内容を除き、ホームページで公開している。
			生涯学習課	○	議事録等については、全て公開となっており、平成23年度の答申については、市のホームページで公開している。
			庶務課	○	会議録は公開対象文書としている。ただし、個人情報は公開しない。
			保険年金課	○	情報公開条例により、可能な範囲で公開している。
			幼児教育課	○	会議録は公開対象文書としている。
			水道課	×	水道モニターの声については、水道ビジョン等事業計画に反映して公表しているが、水道モニターの声そのものは公開はしていない。

主な取組数 15 主な取組に対する実施数 12（一部実施含む） 実施率 80.0%

◆プロジェクト④

市民の意見をまちづくりにきちんと生かすシステムづくり

◇具体的な内容

○委員会・審議会等の運営の見直し

- ・ 各種委員会や審議会等の運営を見直し、性別、年齢、職業、役職など幅広い層からの市民参画を推進し、活発な協議・審議が行われるように努めます。

○パブリックコメントの実施

- ・ 施策の立案・決定過程において、広く市民に素案を公表し、出された市民の意見を考慮して施策を実施することを推進します。

○市民意見への対応の説明

- ・ 市民からのまちづくりの提案について、取り扱いの結果を説明することを推進します。あわせて、提案内容と行政の対応を広く市民に公開していきます。

○市民参画によるまちづくりを推進するための制度づくり

- ・ まちづくりの基本的な考え方、市民参画による市政運営の基本方針等を明確にする制度等の制定を検討します。

◆プロジェクト⑤

市民団体と行政との協働事業の実施

◇具体的な内容

○市民と行政の協働による市民提案事業の実施

- ・ 市民団体と行政の協働により実施する事業を、市民団体や行政が提案し、年に1つは実施する仕組みをつくりまします。

○市民団体への事業委託の推進

- ・ 市民サービス提供や施設管理等の適切な事業について、市民団体へ委託することを推進します。

プロジェクト④及び⑤に対する主な取組とその状況等

プロジェクト④及び⑤に対する主な取組とその状況等

4) 市政へ市民参画を推進します					
(1) 幅広い市民を対象とした広聴の充実に努めます					
① 幅広い市民を対象とした広聴の充実に努めます					
主な取組	所管	区分	実施数	実施	詳細
市政モニター制度の充実	市長公室課	短期	1	市長公室課	○ 市政モニター会議の回数を増やすとともに、随時、電子メールにより市政への意見、提案を受け付けている。
移動市長室の開催	市長公室課	短期	1	市長公室課	○ 行政協力委員長(年2回、10月、2月、)や市内自治会長(年2回、11月、2月)から、意見や提案等を収集するため開催している。
定期的な市民アンケートの実施	市長公室課	短期	1	市長公室課	○ 行政経営課により市民満足度調査を定期的実施している。
市ホームページによる市民意見の収集	全庁(33課)農業委員会、選挙管理委員会はカウントしない	短期	26	生涯学習課	○ 市のホームページに生涯学習や図書館について掲載しており、市民が意見を述べる事が出来る環境となっている。
				課税課	○ メールによる質問や意見に対し、回答をしている。
				環境課	○ 第二次伊東市環境基本計画(案)を市ホームページで公開し、平成24年9月6日から10月5日まで意見募集を行い、4人の方から19件の意見をいただいた。
				観光課	○ 観光課への電子メールで寄せられた意見に対し、適切に回答している。
				議会事務局	○ ホームページを通じて、電子メールで寄せられた問い合わせには適切に回答している。
				企画指令課	○ 消防救急広域化の進捗状況について、市ホームページに情報を公開し、市民からの意見収集を図っている。
				教育指導課	○ 電子メールによる市民からの意見に回答している。

				教育総務課	○	教育委員会制度等を市ホームページに掲載し、市民の意見の収集を行っている。
				行政経営課	○	「第四次伊東市総合計画・基本構想(案)」及び「行政改革」に対する意見をHP等にて募集した。
				競輪事業課	○	市ホームページだけではなく、競輪専用ホームページにメールアドレスを記載し、より多くの意見の収集に努めている
				下水道課	○	窓口、電話、FAX、電子メール、書面などによる意見を収集し、随時対応している。
				健康医療課	○	情報を地元新聞、市のホームページに掲載することにより、電子メール等による市民の声の収集に努めている。
				建設課	○	メールによる問い合わせに対して、回答している。
				建築住宅課	○	電子メールで寄せられる意見や質問について、適切に回答したり、業務の参考にしたりしている。
				高齢者福祉課	○	ホームページを通じて市民意見を呼びかけている。
				産業課	○	農業委員会において、農業委員活動の点検・評価及び活動計画案について意見聴取を行っている。
				市長公室課	○	市ホームページで実施済。
				市民課	○	ホームページに市民課メールアドレスを載せ、市民等からの質問に答えている。
				収納課	○	電子メールによる問い合わせ等に対し、随時回答をしている。
				情報政策課	○	市ホームページを利用し、メール等による市民意見の収集を行った。
				消防総務課	○	メールでの問い合わせに対して丁寧な回答に心がけている。
				庶務課	○	メールで寄せられた意見に対し回答している。また、改善可能なものは即時対応している。
				水道課	○	水道に関する意見を募集するページを市ホームページに掲載している。
				都市計画課	○	景観計画等の策定において、市民の意見を計画に反映させるために意見収集を行った。
				保険年金課	○	市ホームページに保険年金課メールアドレスを載せ、市民からの質問に答えられるようにしている。
				幼児教育課	○	メールによる市民意見を随時受け付け、回答をしている。
				危機対策課	×	要望等については、自主防災会長などを通じ随時、いただいている。また、メールなどでも随時意見をもらっている。
				財政課	×	特に意見収集を要する事業なし その他の問い合わせ等はホームページ上に限らず、随時受け付けている。
町内会等における市民意見の収集	市民	短期	1	市民	○	各町内において定期的に会合が行われ、幅広く町内会加入者からの意見を収集している。
世代別懇話会の開催	市長公室課	長期	0	市長公室課	×	世代別での懇話会は開催していない。
(2) 施策の立案・実施・評価段階における市民参画を推進します						
① 施策の立案・実施・評価段階における市民参画を推進します						
主な取組	所管	区分	実施数	実施	詳細	
市民会議の開催の推進	市長公室課	短期	2	市長公室課	○	市民と行政の協働についての市民討議会(Iトーク 2012)を平成24年11月10日に開催し、その意見を基に、公募委員による「市民参画・協働のあり方」の会議を平成24年度に、4回開催した。
				社会福祉課	○	平成 17 年 10 月、伊東市地域福祉計画策定市民懇話会設置により、計画策定をするための市民会議を開催した。
パブリックコメントの制度化	行政経営課	短期	2	行政経営課	○	伊東市パブリックコメント手続実施要項を制定、平成25年1月から施行。
				社会福祉課	○	平成 19 年 9 月、伊東市災害時要援護者避難支援計画策定のため、素案を公開し、市民等から意見を公募した。
市民と職員の意見交換の場づくり	市長公室課	短期	1	市長公室課	○	平成 24 年度に、市役所若手職員9人が入り、市民と行政の協働についての市民討議会(Iトーク2012)を1回、「市民参画・協働のあり方」の会議を4回開催し意見交換をおこないました。
アダプトシステムの推進	建設課	短期	1	建設課	○	平成 14 年 8 月制度開始以来、64 の個人、団体が登録されており、環境美化活動に取り組んでいる。
行政評価表の公開	行政経営課	長期	1	行政経営課	○	第九次基本計画実施計画(目的指向体系表)を伊東市 HP にて公開。
市民による行政評価の実施の検討	行政経営課	長期	0	行政経営課	×	市民による行政評価を実施する予定はない。

時差出勤等市職員の勤務体制の見直し	行政経営課	長期	0	行政経営課	×	時差出勤等の導入に際しては、職員のまちづくりへの効果的な参画に資するかという点のほか、効果的な行政運営に資する勤務体制としていく必要がある。よって、行政運営全般への影響について引き続き勘案するとともに、他市の状況等を参考にしつつ、導入について検討していきたい。
②各種委員会や審議会における幅広い層の市民参画を進めます						
主な取組	所管	区分	実施数	実施		詳細
審議会等の公募制度の採用	全庁(33課)農業委員会、選挙管理委員会はカウントしない	短期	8	行政経営課	○	行政改革懇談会において、委員10人のうち、3人を公募による委員とした。
				下水道課	○	伊東市下水道使用料等に関する検討会において、委員10人のうち、4人を公募により委嘱した。
				健康医療課	○	市立伊東市民病院アドバイザーを平成15年度から公募し、平成19年度委員数は8人で、男性3人、女性5人の構成となっている。次世代育成支援対策地域協議会にて、公募により2人の委員を採用している。
				市長公室課	○	市政モニター、男女共同参画推進懇話会委員を公募している。「市民参画・協働の推進について」の策定委員の公募も実施した。
				社会福祉課	○	伊東市地域福祉計画策定市民懇話会委員について、委員15人中2人を公募した。(男性8人、女性7人、懇話会会長は女性)
				庶務課	○	平成23年度に、情報公開審査会・個人情報保護審査会委員5人のうち、2人を公募で採用した。
				水道課	○	水道事業に関する使用者の意見及び要望を聴取し、サービスの向上と、効率的な事業運営を図るため、水道モニターを設置している。
				都市計画課	○	景観審議会委員の選任で、市民代表の一人を女性限定の公募とした。
				危機対策課	×	専門的な知識が必要のため各種審議会等(防災会議・生活安全推進協議会等)については、構成機関・団体等からの推薦により委員を委嘱している。
				教育総務課	×	学校施設のあり方検討会等、内容が専門的であることから、関係機関や、有識者から委員を構成する必要があるため。
				高齢者福祉課	×	介護保険運営協議会において、委員公募をとりやめた。
保険年金課	×	伊東市国民健康保険条例第2条の規定では被保険者を代表する委員の定員は5人であり、公募制度の採用は可能である。しかし、国保は社会保険への加入など資格の異動が多く、採用された委員の国保資格喪失により委員の欠員が生じることは国保運営協議会の安定運営に支障を来すため、公募制度の採用は計画していない。				
女性の積極的な登用	全庁(33課)農業委員会、選挙管理委員会はカウントしない	短期	11	環境課	○	伊東市一般廃棄物処理計画審議会委員10人中、4人の女性を選任した。
				教育総務課	○	性別に関わらず、各委員を構成している。H25年3月現在の教育委員長は女性である。
				行政経営課	○	伊東市総合計画審議会において、委員22人のうち女性4人を選任した。伊東市公共経営改革大綱において、「若手・女性職員の積極的な登用」を方策の一つとしており、政策立案チーム等に若手・女性職員の積極的な登用を図っていく。
				下水道課	○	伊東市下水道使用料等に関する検討会において、委員10人のうち、女性委員3人を委嘱した。
				健康医療課	○	市立伊東市民病院アドバイザーを平成15年度から公募し、平成19年度委員数は8人で、男性3人、女性5人の構成となっている。健康づくり推進協議会委員を男女問わず委嘱している。
				高齢者福祉課	○	介護保険運営協議会委員14名中、2名が女性である。
				産業課	○	女性農業委員の登用について、啓発や、議会への働きかけを行っている。人・農地プラン検討会に6人中2人の女性を登用した。
				市長公室課	○	市政モニター制度では、7人の内4人女性を登用した。男女共同参画推進懇話会では、8人の内4人登用した。
				庶務課	○	情報公開審査会・個人情報保護審査会委員5人のうち、1人に女性を登用している。
				都市計画課	○	景観審議会委員の選任で、市民代表の一人を女性限定の公募とした。
				保険年金課	○	国保運営協議会委員17人中、女性の委員は1人である。
危機対策課	×	専門的な知識が必要のため各種審議会等(防災会議・生活安全推進協議会等)については、構成機関・団体等からの推薦により委員を委嘱しているため、個人(女性)に対しての委嘱はしていない。				
市民団体代表の登用の推進	全庁(33課)農業委員会、	短期	11	観光課	○	活動テーマに沿った会議においては、NPOなどの市民団体の登用を推進している。(観光番運営協議会等)
				環境課	○	伊東市一般廃棄物処理計画審議会委員に、各種団体代表者として市民団体代表を委嘱している。

選挙管理委員会はカウントしない	危機対策課	○	各種審議会では、内容に応じた市民団体代表等を委嘱している。
	行政経営課	○	伊東市総合計画審議会において、各分野の市民団体の代表者を委員に選任した。
	下水道課	○	伊東市下水道使用料等に関する検討会において、市民公募を行った。
	健康医療課	○	平成 23 年度から食育推進団体を募集し、食に関心の高い団体の代表で組織し、活動している。
	高齢者福祉課	○	介護保険運営協議会において、市民団体代表の委員登用を実施した。
	市長公室課	○	市政モニター制度では、3つの市民団体を登用。 男女共同参画推進懇話会では、3つの市民団体から委員を登用。
	社会福祉課	○	平成18年12月、伊東市地域福祉計画推進委員会を設置し、委員として市民団体等の代表に委嘱した。
	都市計画課	○	景観計画等の策定に際し、専門家、市民団体代表などで検討会議を開催し意見を集約した。
	健康医療課	○	児童館運営委員会に母親クラブ、こども会の代表者等から参加頂いている。
	教育総務課	×	審議会の性質上、市民団体の代表を登用しなければならない性質のものではないため。
	庶務課	×	審議会の性質上、市民団体の代表を登用しなければならないものでないため。
	保険年金課	×	国民健康保険法施行令第3条の規定により、国保運営協議会は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員をもって組織すると指定されているため、市民団体代表の登用は計画していない。

③市民提案への対応を説明することを推進します

主な取組	所管	区分	実施数	実施	詳細	
市窓口や市ホームページによる提案内容と対応の公開	全庁(33課)農業委員会、選挙管理委員会はカウントしない	短期	7	健康医療課	○	平成19年12月からホームページをリニューアルしたことにより、市民へ広く情報を発信できるようになったため、順次対応を進めている。第3次伊東市保健計画及び食育推進計画をホームページに掲載している。窓口、Eメール等を通じて、頂いた御提案に対して回答している。
				建設課	○	窓口、メール等を通じて、頂いた御意見について、状況と結果をお知らせしている。
				建築住宅課	○	条例制定時や計画策定時にパブリックコメントを実施し、受けた提案と回答を公開した。
				高齢者福祉課	○	窓口、ホームページにおいて、高齢者福祉計画などの施策を提案公開した。
				市長公室課	○	市政モニターの意見については、本人宛て回答するとともにホームページ上で公開している。
				観光課	○	市民からの要望や提案があれば、その内容を精査し、対応策を検討するとともに必要に応じ市民へ公開している。
				水道課	○	水道に関する意見を募集するページを市ホームページに掲載しているが、提案意見が集まっていない。
				課税課	×	窓口・Eメール等を通じて頂いた提案に回答はしているが、個人情報に関わる事があるため公開はしていない。一般的な質問等は、ホームページにてQ&Aとして掲載している。
				危機対策課	×	提案等については、随時、区長や自主防災会長などから受け付け回答しているが、今後、どのような形で情報公開が可能なのか検討をしていく。
				産業課	×	市民(団体)からは、主に要望を受け、事業化している。取組みに該当する要望がなかった。今後、必要に応じ検討していく。

(3) 市民と行政の協働による市政運営を推進します

①市民が自主的に市政を考え、行政に提案する場をつくります

主な取組	所管	区分	実施数	実施	詳細	
市民団体連絡協議会の設立	市民	短期	0	市民	×	総合的な協議会の設置はなし

②市民と行政の協働による事業実施や市民団体への事業委託を推進します

主な取組	所管	区分	実施数	実施	詳細	
市民と行政の協働による市民提案事業の実施	市長公室課	短期	1	市長公室課	○	平成 24 年度に、市民提案型事業の募集として、「子育て支援」をキーワードに「いとう創造大賞」事業(夢部門・実現部門)を実施し、各部門3提案(計6提案)が入賞した。入賞した提案内容を所管課に提示し、2 部門の最優秀を受賞した提案は、平成 25 年度予算に反映され、事業化された。
市民団体への事業委託の推進	全庁(33課)農業委員会、選挙管	短期	9	建設課	○	市道等における美化活動を行う個人又は団体に対し、ボランティア活動ではできない樹木の伐採等に係る費用を毎年2~3団体に助成している。
				観光課	○	市民との協働で行える事業については、積極的に推進している。
				行政経営課	○	地域の団体を公の施設の指定管理者として指定し、市民団体への事業委託を推進した。

	理委員 会はカ ウントし ない			高齢者 福祉課	○	介護予防教室を地域で自主的に実施できるよう、ボランティア団体の育成を行っている。
				産業課	○	森林ボランティアに対し、森に親しむための里山講座を委託している。
				市長公 室課	○	平成23年度から広報紙の折込、配布について、シルバー人材センターへ委託している。
				生涯学 習課	○	見聞リッチ大学を伊東市女性連盟に委託している。また、李太郎記念館や芸術祭の運営を伊東市文化協会に委託している。
				幼児教 育課	○	保育園の民間委託を推進した。
				健康医 療課	○	保健委員及び健康づくり食生活推進協議会と協力し、地域に密着した市民サービスを提供している。母親クラブ及び手をつなぐ育成会の活動に対して、補助金を支出している。
				収納課	×	個人情報に係る内容が多く、市民団体への業務委託については、慎重な対応が必要となる。
コミュニティビジネスの 育成・支援	市長公 室課	長期	1	市長公 室課	○	平成 24 年度に市民と行政の協働による市民提案事業として「いとう創造大賞」事業(夢部門・実現部門)を実施しました。

主な取組数 21 主な取組に対する実施数 17 (一部実施含む) 実施率 81.0%

◆プロジェクト⑥

市民活動センターの設置と運営

◇具体的な内容

市民活動センターで、以下のことについて取り組みます。

○まちづくりに関する調査や研究、提言

- ・ 市民主体のまちづくりに関する調査や研究、市民主体のまちづくりを進めるための提言等を行います。

○まちづくり情報の受発信

- ・ 市民や市民団体の活動、各地域の取組等、まちづくりのさまざまな情報を収集し、市民が求めている情報を見ることができるようになります。
- ・ 個人や団体が、双方向にまちづくりの情報や意見を交換できる場を設けます。
- ・ 行政の計画や事業について、企画の段階から結果までを市民にわかりやすい表現で情報公開する場を設けます。

○市民活動の相談

- ・ アドバイザーを置いて、市民活動の相談を行います。
- ・ 資金面など市民活動の推進に関する情報を収集し、市民団体に提供します。

○学習会等の開催

- ・ まちづくりを担う人を育てるための学習会を開催します。
- ・ 市民団体を対象に、市民活動を推進していくための勉強会を開催します。

○会議場所の提供や機材の貸し出し

- ・ 話し合いや会議のための場所を提供します。
- ・ コピー機や製本機等を自由に利用できる場を設けます。

プロジェクト⑥に対する主な取組とその状況等

3)市民活動への支援を進めます						
(1)市民活動に必要な場所や設備、人材の確保を支援します						
①会議室や機材等を自由に利用できる市民活動の拠点をつくります						
主な取組	所管	区分	実施数	実施	詳細	
市民活動センターの設置	市長公室課	短期	1	市長公室課	○	平成16年11月25日、市役所別館3階にいう市民活動支援センター「pal」を開設。(まちづくりセンター伊東に委託)
コミュニティセンター等の公共施設の利用条件の見直し	生涯学習課	短期	1	生涯学習課	○	指定管理者である、地域の管理運営協議会に地域の実情に合わせた管理をお願いしている。東京電力の電気料の値上げがあったことから空調料金の適正化を検討している。
②市民や事業所による活動場所や設備の提供を促進します						
主な取組	所管	区分	実施数	実施	詳細	
会議室等の貸し出し	市民	長期	0	市民	×	
③市民活動に利用できる場所や設備の情報を整理し、情報提供をおこないます						
主な取組	所管	区分	実施数	実施	詳細	
活動場所・設備データベースの作成	市長公室課	短期	1	市長公室課	○	「広報いとう」やホームページにより随時市民への情報提供している。
「貸してください」掲示板の設置	市長公室課	短期	0	市長公室課	×	取り組みなし
④人材を求めている人と提供できる人が結びつく仕組みをつくります						
主な取組	所管	区分	実施数	実施	詳細	
まちづくり人材バンクの整備	市長公室課	長期	0	市長公室課	×	現在は未整備であり、今後も未定である。
(2)市民活動に必要な資金等の確保を支援します						
①市民活動の助成制度を整えます						
主な取組	所管	区分	実施数	実施	詳細	
市まちづくり助成制度の創設	市長公室課	長期	1	市長公室課	○	住民と行政の協働による地域づくりの推進のため、平成19年3月から伊東市元気のある地域づくり応援事業補助金を創設し、平成22年3月31日から制度を拡充し、伊東市夢まちづくり事業補助金制度を創設。平成25年4月からは、更に対象を市民活動団体まで拡充した補助金制度を創設。

補助金の見直しと基準の明確化	財政課	短期	1	財政課	○	平成24年度予算編成においても、これまでと同様に、①補助する意義が希薄となっているもの、②補助団体が独自に運営すべきもの、③事業の見直しが検討されていないもの、④補助団体の自己資金が多額であるもの、⑤補助金が小額であるもの等の基準に基づいて補助の廃止・削減を実施した。
補助団体の決算の公開	市民	短期	0	市民	×	未整備である。
②既存の助成制度の情報をとりまとめ、情報提供を行います						
主な取組	所管	区分	実施数	実施	詳細	
助成制度の情報提供	市長公室課	短期	1	市長公室課	○	市民活動支援センター「pal」からパル通信や館内掲示板等で幅広く情報発信を行っている。 行政協力委員長や自治会長との懇談会等にて情報提供している。
③市民や事情所による市民活動資金への協力を促進します						
主な取組	所管	区分	実施数	実施	詳細	
まちづくり基金の創設の検討	市長公室課	長期	0	市長公室課	×	取り組みなし
④まちづくりにおける互助と互酬のしくみづくりを検討します						
主な取組	所管	区分	実施数	実施	詳細	
エコマネー（地域通貨）の導入の検討	市長公室課	長期	1	市長公室課	○	地域エコ通貨「温銭」運営委員会が運営するエコ通貨で、平成16年3月から流通を開始しました。伊東市内にある食堂、美容室、菓子舗、温泉旅館など75店以上で利用できる。
(3)市民活動の相談を行います						
①活動の進め方や活動資金づくり等の相談を行います						
主な取組	所管	区分	実施数	実施	詳細	
市民活動促進に係る担当組織の設置	市長公室課	短期	1	市長公室課	○	現在、市民活動促進の窓口は市長公室課地域政策担当が担当している。市民活動支援センターと連携し、進めていく。
市民まちづくりアドバイザー制度の導入	市長公室課	長期	1	市長公室課	○	市民活動支援センター「pal」にて、随時、NPO法人の設立や運営に係る相談を行っている。
②NPO法人の設立・運営への相談を行います						
主な取組	所管	区分	実施数	実施	詳細	
市民活動促進に係る担当組織の設置	市長公室課	短期	1	市長公室課	○	現在、市民活動促進の窓口は市長公室課地域政策担当が担当している。市民活動支援センターと連携し、進めていく。
市民まちづくりアドバイザー制度の導入	市長公室課	長期	1	市長公室課	○	市民活動支援センター「pal」にて随時NPO法人の設立や運営に係る相談をしている。
5)市民参画によるまちづくりを進める体制を整えます						
(1)市民活動に関する相談や支援を行う組織をつくります						
①市民活動に関する相談や支援を行う市内組織をつくります						
主な取組	所管	区分	実施数	実施	詳細	
市民活動促進に係る担当組織の設置	市長公室課	短期	1	市長公室課	○	現在、市民活動促進の窓口は市長公室課地域政策担当が担当している。市民活動支援センターと連携し、進めていく。
②市民によるまちづくり支援組織を育成します						
主な取組	所管	区分	実施数	実施	詳細	
まちづくり支援組織の設立	市民	長期	1	市民	○	数団体が設置され、各々活動をしている。
(2)まちづくりに対応できる職員を養成します						
①まちづくりの知識・技術を有する職員を養成します						
主な取組	所管	区分	実施数	実施	詳細	
市民活動や市民参画にかかわる研修の実施	行政経営課	短期	1	行政経営課	○	「JC 青年の船」や「日中青年代表交流」に若手職員を派遣し、地域のリーダーとなるべく人材の育成を図っている。
②市職員の市民活動への積極的な参加を推進します						
主な取組	所管	区分	実施数	実施	詳細	
なし						
(3)市民参画によるまちづくりを推進するための制度づくりを進めます						
①市民参画によるまちづくりを推進するための制度づくりを進めます						
主な取組	所管	区分	実施数	実施	詳細	
自治基本条例等の検討	市長公室課	長期	1	市長公室課	○	公募の市民、市民団体及び行政職員で構成する「市民参画・協働の推進のあり方」の策定会議（平成24年度）で、自治体経営の基本原則や条例の必要性等については、「NPO等の中間的支援組織の機能強化や協働を推進する場づくりを優先して進め、人材の育成・掘り起しや資金面等での活動支援策の確保を図った後、市民参画・協働の基本ルールづくりを検討する。」との方向が示された。

主な取組数 20 主な取組に対する実施数 15（一部実施含む） 実施率 75.0%